

民生委員・児童委員の活動に関する

Q&A



Q. 民生委員・児童委員になりたいけど誰に相談したらいいですか？

A. まずは、お住いの地域の自治会長さんや市町村の民生委員担当課に相談してみてください。



Q. 民生委員・児童委員をやったよかったことは何ですか？

A. 地域の相談・見守り活動などをする中で、地域の人と関わる機会が増え知り合いがたくさんできます。また、相談者から感謝の言葉を頂くことで、誰かの支えになれたという実感を得ることができ、とてもやりがいを感じます。



Q. 仕事や子育てをしながらでも活動できますか？

A. 仕事や子育てをしながら活動を行っている方もいらっしゃいます。ご自身の都合のつく範囲で、無理のない活動を心がけてください。



Q. 民生委員・児童委員の活動ができるか不安ですが大丈夫ですか？

A. 民生委員・児童委員は、地域の「つなぎ役」です。専門職ではないため、資格や専門的な知識は不要です。また、民生委員児童委員協議会のサポートや、研修などがありますので安心して活動していただけます。



Q. 民生委員・児童委員活動中のケガ等に対する補償はありますか？

A. 活動中の万が一の事故等に備え、すべての民生委員・児童委員は「民生委員・児童委員活動保険」に加入します。また、特別職の地方公務員であるため、地方公務員公務災害補償の適用を受けることもできます。



民生委員・児童委員についてもっと詳しく知りたい方は

(民生委員・児童委員の活動全般に関すること)

岐阜県民生委員児童委員協議会

☎ 058-201-1549 ✉ mj-gifu@winc.or.jp

岐阜県民生委員児童委員協議会

お住まいの市町村の福祉担当課

(制度及びこのパンフレットに関すること)

岐阜県健康福祉部 地域福祉課 福祉人材係

☎ 058-272-8261 ✉ c11219@pref.gifu.lg.jp

岐阜県 民生委員・児童委員

あなたの街の身近な相談相手

民生委員・児童委員

支え合う 住みよい社会 地域から



民生委員・児童委員ってどんな人？

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、100年以上の歴史があります。これまでの長い歴史のなかで、地域の見守り、そして支援を必要とする人に寄り添ってきました。また、すべての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねています。「身近な相談相手」として高齢者や障がい者世帯、子育て家庭への相談支援や見守り活動など、地域にお住いの方々が安心して暮らせるよう活動しています。

任期

任期は3年です(再任可能)。任期途中で交代があった場合、後任者の任期は、前任者の残任期間となり、3年に1度、一斉改選が行われます。

委員になる人

社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に精通した人が、市町村に置かれた民生委員推薦会によって都道府県知事に推薦され、知事が厚生労働大臣に推薦し、委嘱されます。[岐阜市(中核市)は、市長が推薦]

人数

全国には、約23万人の民生委員・児童委員の仲間が誇りと使命を持ち、地域で活動をしています。岐阜県では、約4,500人が活動しています。(令和6年3月現在)

活動費

民生委員・児童委員には、給与は支給されませんが、交通費や通信費などの活動に必要な費用が支給されます。